



佐賀県公報

平成19年
3月14日
(水曜日)
第12878号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (一一一・長寿社会課) 一
- 結核予防法に基づく指定医療機関の辞退 (一二二・健康増進課) 一
- 結核予防法に基づく医療機関の指定 (一二三・") 二
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (二一四・障害福祉課) 四
- " (二一五・") 四
- 道路の区域の変更 (二一六・道路課) 五
- " (二一七・") 五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 五
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取会 (建築住宅課) 六
- 佐賀県重要文化財の指定 (告 示・二) 六

○ 告 示

◎佐賀県告示第百一十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成十九年三月十四日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	医療法人智仁会佐賀リハビリテーション病院指定介護療養型医療施設
所 在 地	佐賀市南佐賀一丁目一七番一号
指定辞退年月日	平成一九・三・三一

◎佐賀県告示第百一十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成十九年三月十四日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	辞退年月日
安西内科クリニック	佐賀市与賀町一番一三号	平成一八・三・三一
せとじまクリニック	鳥栖市真木町一九七四番地四	"
新生堂医院	唐津市東唐津四丁目六番二五号	"
酒井眼科医院	武雄市武雄町大字永島一三二四九番地四	"
多良病院	藤津郡太良町大字多良一八四九番地	"
三和薬局	伊万里市伊万里町甲四一三番地	平成一八・四・二二
医療法人友和会たぐ歯科クリニック	多久市多久町一七六九番地一	平成一八・四・三〇
有限会社酒井薬局東唐津店	唐津市東唐津四丁目一五九番	"
堤産婦人科	唐津市佐志浜町四〇九六番地一	平成一八・五・二六
井上胃腸科外科医院	佐賀郡久保田町大字徳万二〇五四番地二	平成一八・五・三一
増田歯科医院	武雄市武雄町大字富岡八三〇〇番地	"
きやま調剤薬局	三養基郡基山町大字小倉五〇四番地八	平成一八・七・一
べにばな薬局	唐津市南富士見町六番二三号	平成一八・七・三一
近藤医院	伊万里市松浦町桃川五四三一番地	"
サンアイ薬局唐津店	唐津市西城内六番八号	平成一八・八・二五

森永整形外科医院	佐賀市開成六丁目一四番四八号	平成一八・八・三二
田中内科医院	武雄市武雄町大字永島字一本松一五三六一番地一	"
三生薬局	佐賀市駅前中央一丁目九番四五号	平成一八・九・三〇
黒川薬局	佐賀市若宮二丁目一五番六号	"
黒川薬局北部バイパス店	佐賀市若宮三丁目一番二二二号	"
外町薬局	鳥栖市田代外町六〇三番	"
岸川内科	唐津市湊町三三三番地	"
樋口胃腸科外科医院	佐賀市神野東三丁目七番二〇号	平成一八・一〇・一
冬野医院	唐津市西城内五番一〇号	平成一八・一〇・一〇
中原調剤薬局	佐賀市神野東一丁目三番三〇号	平成一八・一〇・三一
本庄診療所	佐賀市本庄町大字本庄二七七番地二三	平成一八・一一・三〇
杉元医院	唐津市坊主町五二九番地	平成一八・一二・四
内川薬局西川副店	佐賀郡川副町大字南里三六七番地八	平成一八・一二・三〇
中原胃腸科循環器科	佐賀市城内一丁目五番九号	平成一八・一二・三一
イケダ保険薬局	佐賀市松原四丁目八番二号	"
橋野こどもクリニック	佐賀市高木瀬東四丁目一四番三号	"
内藤医院	佐賀市富士町大字大野一〇六〇番地一三	"
医療法人宝寿会光武歯科医院	武雄市武雄町大字武雄四〇五六番地一	"
永浜眼科医院	佐賀市中央本町三番八号	平成一九・一・三一
ひげドクターのお元気でクリニック	佐賀市大和町大字久池井一八三九番地四三	"
くらのうえ市丸歯科	鳥栖市蔵上二丁目一八七番地	"

●佐賀県告示第百十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、指定医療機関として次のものを指定した。

平成十九年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
医療法人せとしまクリニック	鳥栖市真木町一九七四番地四	平成一八・四・一
みやべ歯科クリニック	三養基郡みやき町大字箕原一〇三九番地一	"
医療法人酒井眼科医院	武雄市武雄町大字永島一三二四九番地四	"
町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一二	"
かみぞのクリニック	佐賀市神園六丁目一〇七七番地一一	平成一八・四・九
三和薬局	伊万里市立花町字野田三〇〇〇番地二	平成一八・四・二三
たく歯科クリニック	多久市多久町一七六九番地一	平成一八・五・一
くりたやすゆき歯科医院	唐津市相知町大谷三七五〇番地六	"
有限会社酒井薬局唐津バypass店	唐津市浜玉町横田下千居九三七番地三	"
こんどう耳鼻咽喉科医院	嬉野市嬉野町大字下宿甲三〇八二番地七〇	"
ミント薬局	嬉野市嬉野町大字下宿甲三〇八二番地七四	"
ひらまつふれあいクリニック	神埼郡吉野ヶ里町吉田二九二五番地	平成一八・五・八
たけだ薬局吉野ヶ里店	神埼郡吉野ヶ里町吉田二九二六番地一	"

うらごう小児科医院	唐津市浜玉町横田下字千居九三七番地二			
いのうえ内科泌尿器科クリニック	佐賀郡久保田町大字徳万一六三九番地一	平成一八・六・一		
マスタ小児矯正歯科医院	武雄市武雄町大字富岡八三〇〇番地			
桑原歯科光のクリニク	伊万里市立花町三九九七番地四			
山本薬局	小城市小城町一七四番地一	平成一八・七・一		
山下至誠堂薬局神田店	唐津市神田二〇六九番地一			
すむのさと薬局	鳥栖市高田町二〇六番五号	平成一八・七・一〇		
九福附属歯科診療所	鳥栖市桜町一四四九番地一	平成一八・八・一		
べにはな薬局	唐津市南富士見町六番二三号			
医療法人森永整形外科医院	佐賀市開成六丁目一四番四八号	平成一八・九・一		
田中内科医院	武雄市武雄町大字永島一五三六一番地一			
ユウアイ薬局大町店	杵島郡大町町大字福母六九五番地四			
神代整形外科	佐賀市大和町大字川上一七〇番地四	平成一八・九・一一		
あい歯科	三養基郡上峰町大字坊所二二五六番地四	平成一八・九・二〇		
谷口眼科	武雄市武雄町大字武雄三八五番地二	平成一八・九・二一		
黒川薬局	佐賀市若宮二丁目一五番六号	平成一八・一〇・一		
黒川薬局北部バイパス店	佐賀市若宮三丁目一番二二号			
三生薬局	佐賀市駅前中央一丁目九番四五号			
ヤマト薬局立石店	佐賀市大和町東山田二一〇〇番地五			
外町薬局	鳥栖市田代外町六〇三番			
岸川内科	唐津市湊町七六九番地一			
健湊薬局	唐津市湊町七七一番地一			
中原薬局神野店	佐賀市神野東一丁目三番三〇号	平成一八・一一・一		
かもめ歯科クリニック	佐賀市兵庫町兵庫北土地区画整理地内二二街区	平成一八・一二・一		
本庄診療所	佐賀市本庄町大字本庄二七七番地二三			
みやき歯科クリニック	三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地一			
コーソ薬局佐大通り店	佐賀市本庄町大字本庄五本杉五四一 番地七	平成一八・一二・四		
メデイカル・ワン薬局佐賀店	佐賀市兵庫町兵庫北土地区画整理地内二二街区	平成一八・一二・五		
中原胃腸科内科	佐賀市城内一丁目五番九号	平成一九・一・一		
医療法人橋野こどもクリニック	佐賀市高木瀬東四丁目一四番三三号			
内藤医院北山診療所	佐賀市富士町大字大野一〇六〇番地二三			
光武歯科医院	武雄市武雄町大字武雄四〇五六番地一			
イケダ保険薬局	佐賀市柳町五番七号			
医療法人永浜眼科医院	佐賀市中央本町三番八号	平成一九・二・一		
吉本クリニク	佐賀市堀川町一番一〇号			
中尾整形外科	佐賀市兵庫町大字渕一三三五番地一			
ひかり薬局兵庫店	佐賀市兵庫町大字渕一三三三番地四			
医療法人ゲズンハイトひげドクターのお元気でクリニック	佐賀市大和町大字久池井一八三九番地四三			
医療法人くらのうえ丸 歯科	鳥栖市蔵上二丁目一八七番地			
上野デンタルクリニック	唐津市山本六四五番四号			

◎佐賀県告示第百十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 自立支援医療の種類 育成医療

(二) 指定医療機関の名称、担当すべき医療の種類、所在地及び指定年月日

医療機関

指定医療機関の名称	担当すべき医療の種類	所在地	指定年月日
佐賀県立病院好生館	小腸に関する医療	佐賀市水ヶ江二丁目二番九号	平成一九・三・一
社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会唐津病院	腎臓に関する医療	唐津市元旗町八一七番地	"

二 自立支援医療の種類 更生医療

(二) 指定医療機関の名称、担当すべき医療の種類、所在地及び指定年月日

医療機関

指定医療機関の名称	担当すべき医療の種類	所在地	指定年月日
佐賀県立病院好生館	小腸に関する医療	佐賀市水ヶ江二丁目二番九号	平成一九・三・一
社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会唐津病院	腎臓に関する医療	唐津市元旗町八一七番地	"
医療法人剛友会諸隈病院	"	多久市北多久町大字多久原二四一四番地七〇	"
医療法人雄邦会こばやしクリニック	"	武雄市若木町大字川古七五一一番地三	"

◎佐賀県告示第百十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（薬局）を次のとおり指定した。

平成十九年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

一 自立支援医療の種類 育成医療・更生医療

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称

所在地

指定年月日

株式会社愛敬薬局大前支店	佐賀市鍋島三丁目六番二二号	平成一九・三・一
株式会社愛敬薬局開成支店	佐賀市開成三丁目五番六号	"
株式会社愛敬薬局嘉瀬町支店	佐賀市嘉瀬町大字扇町二三四七番地	"
株式会社愛敬薬局高木瀬支店	佐賀市高木瀬西五丁目一五番二九号	"
株式会社愛敬薬局高木町支店	佐賀市高木町五番一二号	"
株式会社愛敬薬局中央支店	佐賀市中央本町三番九号	"
株式会社愛敬薬局兵庫西支店	佐賀市兵庫南二丁目一五番二七号	"
株式会社愛敬薬局松原支店	佐賀市松原四丁目三番九号	"
そうごう薬局佐賀兵庫店	佐賀市兵庫町大字渕一九〇四番地一〇	"
ツルカメ薬局	佐賀市長瀬町三番一八号	"
かわぞえ薬局	唐津市和多田本村二丁目一七番九号	"
山下至誠堂薬局神田店	唐津市神田二〇六九番地一	"

福田調剤薬局	鳥栖市村田町三〇七番地九九	
オダ薬局 ピオ店	鹿島市大字高津原四三二六番地一	
ヨウメイ堂薬局	嬉野市嬉野町大字下宿乙一六二番地一一	
福田薬局	神埼郡吉野ヶ里町吉田八二四番地五	

●佐賀県告示第百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月十四日から平成十九年四月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 二〇四号	唐津市相賀字大原五五一五番一 地先から	唐津市相賀字大原五五一五番一 地先から	後	九九・四	一、七五九・〇
	唐津市湊町字松本八七八番一 地先から	唐津市湊町字松本八七八番一 地先から	後	一〇・五	
一般国道 二〇四号	唐津市湊町字魚見二四番一 地先から	唐津市湊町字魚見二四番一 地先から	後	一九・三	二八五・九
	唐津市湊町字方三七一番三 地先から	唐津市湊町字方三七一番三 地先から	後	一一・九	
一般国道 二〇四号	唐津市湊町字新海八〇五番一 地先から	唐津市湊町字新海八〇五番一 地先から	後	八・八	一四一・六
	唐津市相賀字大原五五一五番一 地先から	唐津市相賀字大原五五一五番一 地先から	後	一九・三	
一般国道 二〇四号	唐津市湊町字松本八七八番一 地先から	唐津市湊町字松本八七八番一 地先から	後	五・三	一、九七一・六
	唐津市湊町字松本八七八番一 地先から	唐津市湊町字松本八七八番一 地先から	後	五・三	

●佐賀県告示第百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年三月十四日から平成十九年四月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 切木唐津線	唐津市佐志浜町四一五〇番一 地先から	唐津市佐志浜町四一五〇番一 地先から	後	三二・八	二五三・七
	唐津市佐志浜町四〇六四番二 地先から	唐津市佐志浜町四〇六四番二 地先から	後	一五・〇	
県道 切木唐津線	唐津市佐志浜町四一五〇番一 地先から	唐津市佐志浜町四一五〇番一 地先から	後	三二・八	二五六・二
	唐津市佐志浜町四〇六四番二 地先から	唐津市佐志浜町四〇六四番二 地先から	後	六・三	

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年5月2日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成19年3月14日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあった年月日
平成19年3月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人さがコミュニティー情報企画
- (2) 代表者の氏名 奥村 信義
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県神埼市千代田町餘江252番地1

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、自治体やそれに準ずる公共団体（以下「自治体等」と称す）に対し、社会教育事業や各種研修会の企画実施、広報紙編集、公共施設の管理運営など自治体等の業務を受託することによって、より効率的に自治体等による住民サービスの維持・充実に寄与することを目的とする。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項ただし書の規定による建築許可の申請があったので、同条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成19年3月14日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 日時
平成19年3月19日（月曜日）午後7時30分から
- 2 場所
武雄市武雄町大字昭和805番地 武雄物産館
- 3 建築許可をしようとする建築物の建築計画
武雄市武雄町大字昭和879番、880番及び881番の第一種住居地域内の敷地に場外車券売場を建築すること。
(建築物の概要)
(1) 延べ面積 82.50平方メートル

- (2) 構造 鉄骨造
- (3) 用途 場外車券売場

○ 教育委員会事項

●佐賀県教育委員会告示第二号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第四条第一項の規定により、佐賀県重要文化財として次のとおり指定する。

平成十九年三月十四日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第二百八号	佐賀県重要文化財（建造物）	星巖寺御霊屋	一棟	小城市小城町畑田三二二番地	墓所管理代表 鍋島直幸
重第二百九号	佐賀県重要文化財（工芸品）	菊桐紋蒔絵風呂道具 風呂桶 一口、盥 口、湯桶 四 口、手桶 四口、 柄杓 二本、水漉 留輪 一点 (附) 菊桐紋蒔絵 一角盥 一 口、椀 一 個}	一具	佐賀市内一丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	佐賀県立博物館
重第二百十号	佐賀県重要文化財（工芸品）	灰釉彫文茶碗	一口	佐賀市内一丁目一五番二三号 佐賀県立博物館	高取紀子

重 第 二 百 十 二 号	重 第 二 百 十 一 号
佐賀県重 要文化財 (考古資 料)	佐賀県重 要文化財 (考古資 料)
天神ノ元遺跡出土絵 画付甕棺	瀬ノ尾遺跡出土絵画 土器
一点	一点
唐津市西城内一 番一号	神埼郡吉野ヶ里 町吉田三〇七番 地
唐津市教育委 員会	吉野ヶ里町教 育委員会

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月十四日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

